

自由民主党要望項目一覧

平成25年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 TPP対策について TPP参加により、県内農業は壊滅的な被害を受ける懸念がある。TPP対策は、一義的には国が行うべきであるが、県としても、今後の対応を考えられたい。</p>	
<p>(1) 農業関係</p> <p>①県外・海外に打って出る戦略の構築 ②農地の集団化等による生産規模の拡大 ③地域性を活かした特色ある農産物の栽培促進</p>	<p>本県では、ブランド化に向けた首都圏での情報発信やロシア、香港、タイなどへの輸出促進の取組、「人・農地プラン」の策定による農地集積の取組、地域の特性を生かした取組を進める「がんばる地域プラン事業」などを進めているところであるが、今後とも国の動きを注視しながら「食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト会議」等において必要な施策を検討していく。</p> <p>なお、国に対しては、政権公約に掲げられた「TPP交渉参加に向けた6つの判断基準」の遵守とともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化のため適切な支援策を講ずるようにこれまでも要望しており、今後とも引き続き要望していく。(平成25年4月24日国要望、平成24年度は3回国要望)</p>
<p>(2) 畜産関係 畜産業においては、育牛のコストの半分以上が餌代であることから、早急に以下のコスト低減対策を講ずるべきである。</p>	
<p>①飼料米の集団化及び規模拡大に向けた更なる支援</p>	<p>飼料米を活用した県内畜産物で鳥取県をPRできるような取組を行うとともに、集団化と規模拡大で飼料米を一定量生産することが可能となる支援策について、関係団体等と協議しながら検討したい。</p>
<p>②大山山麓・氷ノ山・河合谷高原・スキー場など北海道と同等の気温の地域での飼料用牧草(チモシー等)の大規模栽培の検討着手</p>	<p>大山山麓の遊休農地等で、飼料用牧草の大規模栽培の可能性調査を行うよう6月補正において対応を検討している。</p> <p>【6月補正】畜産飼料高騰緊急対策事業 29,500千円 (うち、遊休農地利用による大規模飼料栽培実証事業 5,000千円)</p>
<p>③他県・国外から輸入している現状を打破するため、稲わらの供給体制の整備</p>	<p>県内産の稲わらを集集するための機械導入支援について6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】畜産飼料高騰緊急対策事業 29,500千円 (うち、自給飼料増産緊急支援事業 24,000千円)</p>
<p>④遊休地・荒廃林地での牛の放牧支援 ・土地所有者の協力を得るため、市町村農業委員会との連携強化 ・放牧地の柵設置支援</p>	<p>個別の遊休農地の利用希望を踏まえ、遊休農地の有効利用などの観点から、利用希望者と農業委員会等関係者間の協議・調整を図りたい。</p> <p>また、遊休地や荒廃林地での和牛放牧を支援するため、電気柵設置について6月補正による対応を検討している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>【6月補正】畜産飼料高騰緊急対策事業 29,500千円 (うち、和牛放牧拡大支援事業 500千円)</p>
<p>2 円安対策について 円安によって、燃油価格が高騰しているため、漁業に対する既存の施策の検証、他県の状況等を確認した上で、更なる支援策を講ずるべきである。 併せて、輸入飼料も高騰しているため、畜産業に対する激変緩和策を講ずるべきである。</p>	<p>漁業については、急激な燃油価格高騰への対応として、省エネ航行や漁業操業の効率化を図るため、船底付着物防汚作業経費の支援、漁船用作業照明灯のLED化の支援及びスルメイカ漁場探索調査の回数増を6月補正において検討している。 【6月補正】水産業燃油高騰緊急対策事業 13,108千円</p> <p>畜産業については、自給飼料生産を促進することで、輸入飼料高騰による畜産経営悪化を防ぐため自給飼料生産用機械導入について6月補正による対応を検討している。 【6月補正】畜産飼料高騰緊急対策事業 29,500千円 (うち自給飼料増産緊急支援事業 24,000千円)</p>
<p>3 畜産業対策について</p>	
<p>(1) 親元就農者への支援 親元就農者に対し、大型機械の導入、畜舎増築・堆肥施設の増設等、大規模化に向けた更なる支援策を講ずるべきである。</p>	<p>現在、県全域で、農畜産業に従事する親元就農における課題等について調査しているところである。調査結果がまとまり次第、親元就農者に必要な支援策を検討する。</p>
<p>(2) 糞尿の処理対策強化 家畜糞尿のガス化等を検討すべきである。</p>	<p>家畜糞尿を活用したガス製造は将来的な可能性があるため、そうした技術を持つ事業者に働きかけたい。</p>
<p>4 林業対策について</p>	
<p>(1) 間伐のあり方の見直し 間伐材をA材として供給するための促進策を早急に検討すべきである。</p>	<p>間伐材のA材としての供給を促進するために、鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会に設置した「原木安定供給協議会」で、貯木、仕分、出荷調整機能を有す「ストックヤード」を設けるなど間伐材を安定的に供給する取組を平成24年度から実施している。このような取組を含めて、引き続き、間伐材をA材として供給する促進策を検討したい。</p>
<p>(2) 県産材の製品確保 製材汎用品の展示即売所を設置し、県産材の製品の販路拡大を促進すべきである。</p>	<p>製材汎用品の展示即売所については、製品市場がその機能を有しているが、製材工場から工務店への直送が増加していることから県内の製品市場は展示即売所としてほとんど機能していない。一方で、大消費地である東京都等では、優良な木材製品を入手するために、多くの工務店・設計事務所等が集まってくることから、量・品揃とも豊富な製品市場が存在している。 県産材製品の県外への販路拡大には、これらの製品市場との連携が必要であり、鳥取県木材協同組合連合会では、東京中央木材市場で県産材製品のPRを行う「鳥取県産材フェア」を計画されており、県としては、「打って出る県産材販路開拓支援事業」により支援することとしている。</p>
<p>(3) 規格品の活用促進 公共事業における規格品の採用増を図るべきである。</p>	<p>規格化されている部材は、積極的な活用を図る。併せて、公共建築物の整備における部材の規格化を更に進めていくことについても検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 間伐促進とコスト削減支援 大型機械の導入支援、作業道の幅員拡張（大型機械の導入対策）に取り組むべきである。</p>	<p>現在、大型機械の導入やそれに必要な作業道の整備（新設、拡張）についても鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業で支援している。 今後とも、施業の団地化や高性能林業機械、路網の組み合わせによる間伐や間伐材の利用、林業コストの削減を推進していきたい。</p>
<p>5 大規模施設の耐震対策について 現在、国で予定されている耐震改修促進法の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模施設（5,000㎡以上の旧耐震基準建築物）については、平成27年末までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しなければならないとされている。 しかしながら、現下の経済情勢の中、県内業界は経営面で大変厳しい状況にあるため、法改正にあたり、該当施設の調査と対応策について、早急に取り組まれない。</p>	<p>耐震改修促進法の改正を受け、本県においても県内で対象となる大規模施設の所有者が取り組む耐震診断を支援するため、国の新たな支援策に沿う形で、新たな補助メニューの創設を6月補正で検討している。 【6月補正】住宅・建築物耐震化総合支援事業 20,000千円</p>